

権現堂調節池水上太陽光発電設備設置事業公募型プロポーザル仕様書

1 事業内容

(1) 事業概要

水上太陽光発電設備設置事業者（以下「事業者」という。）は、権現堂調節池に水上太陽光発電設備及び付帯設備（以下「設備」という。）を設置し、発電した電力は、久喜新電力株式会社を介して久喜市内に供給する。

ア 設備の設置費用に係る見積限度額は、6億4,900万円である。事業者は、見積限度額以内で設備を設置すること。

イ 事業者は、権現堂調節池に対して、事業実施に必要な現地調査を行い、設備設置のための実施設計を行う。

ウ 事業者は、設備の設置について、久喜市（以下「市」という。）と使用契約を締結のうえ、埼玉県（以下「県」という。）から占用許可を受けること。

エ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

オ 事業者は、当該設備で発電した電力を、久喜市内に供給する。

また、余剰電力が生じ、久喜市内で消費できずに売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新の費用に充てること。（売電は、発電量の30%以内）

カ 久喜市内への電力供給は、久喜新電力株式会社を介し供給する。また、売電単価（kWh）を提案すること。

キ 事業期間中に、事業者の責めに帰すべき事由により、設備を撤去及び廃棄することとなった場合は、事業者が撤去費用及び廃棄費用を負担する。

ク 本事業は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下「補助事業」という。）の活用を前提とするものであり、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領等の補助規定に沿ったものとする。

(2) 設置する施設の概要

権現堂調節池 所在地 埼玉県久喜市小右衛門地内

(3) 設置の範囲

設備の設置箇所は、権現堂調節池の太平橋北側とし、パネルは水面に設置する。
なお、設置できる範囲は、埼玉県内であること。

(4) 事業期間等

ア 水上太陽光発電設備の設置工事・撤去工事にかかる期間並びに水上発電事業期間を合わせた期間を事業期間とする。この場合、撤去工事にかかる期間は6か月以内、発電事業期間は20年間以上25年間以下とする。

イ 事業期間中は、市と事業者間で使用契約を締結のうえ、県から占用許可を受けること。なお、期間満了時の期間延長について、市と事業者で協議を行うものとする。

ウ 設備の設置完了及び電力供給開始時期については、令和9年3月末とする。
なお、施工時期については、調節池管理に支障をきたさないよう市と協議の上、決定する。

(5) 占用料等

ア 事業者は、太陽光発電設備の設置に係る土地について埼玉県流水占用料等徴収条例に基づく占用料に相当する額を市に支払うこと。

イ 占用料は、占用許可書の許可月から発生する。

ウ 事業の実施に当たり、事業者が河川法等に違反する場合には、河川占用許可を取り消されることがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。

2 関連法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。

3 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

設備を設置する施設（以下「調節池」という。）の状況を十分に把握するために、資料等の収集、調節池関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認、状況確認等の必要な調査を実施すること。

(2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、調節池管理に支障を生じない範囲で2MW未満とすること。

(3) 調査設計

ア 設備を設置した際に発生する影響について、県及び市に、水圧、風圧、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。併せて、台風等による風雨への耐久性についても調査し、報告すること。

イ 設計の際には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の基準に基づくこと。

ウ 太陽光発電設備が設置可能な場所は、水面とする。

エ 上記の調査結果を踏まえ、設備の設置に係る課題等に関し、県及び市と解決に向けた協議をすること。

オ 調節池は、雨水の流入量により水位が変動するため、水上太陽光発電設備の設置については、調節池の機能及び維持管理業務に支障が生じないよう設計に反映すること。

（４） 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査、設備の設計を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出すること。

イ 県及び市が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断後、事業者は市を経由して県に河川法に基づく申請を行う。

4 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・設計・手続を行ったあとに、調節池への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。なお、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領等の補助事業の規定に沿ったものとする。

（１） 太陽光発電設備

ア 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の基準に定めるところによる風水圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

ウ 出力保証が最低20年間付属するものであること。

（２） その他の事項

ア 事業者は、調節池を事業以外の用途に使用してはならない。

イ 建設業法第24条の8の規定により、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くこと。また、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。施工体制台帳を作成又は変更した場合は、その写しを市に提出すること。

ウ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、調節池の占用許可を取り消されることがある。この場合、事業者の責任と負担において調節池から設備を速やかに撤去し、撤去により既存施設を破損した場合、事業者の負担で修復を行

うこと。

エ 設備の設置時に既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。

オ 事業期間中、設備の設置・維持管理の瑕疵に起因する既存施設の破損が発覚した場合は、事業者の負担で修復を行うこと。

カ 設備の設置時に、施設敷地内の樹木等によって設備上に日影が生じ、発電に影響する場合や施工上影響する場合は、県及び市の許可を受けた上で、事業者の負担で対応すること。

キ 発電量が計測できる電力量計等を設置すること。

ク 事業期間終了後、事業者は設備を撤去する。併せて、法令上必要な手続き等、譲渡に伴い生じる事務について、必要な情報を市に提供する等、引き継ぎを行うこと。

ケ 事業者は、近隣住民等の利害関係者への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の対応等）を行う。内容等については県及び市と協議の上、決定する。

5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

本工事は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の基準に基づくこと。

また、設備の設置は、堅固かつ見映え良く行い、設備がその機能を十分発揮し期待寿命を満足するように念入りに施工調整すること。

6 電力供給・維持管理等

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うものとし、全てにおいて安全に配慮し対応すること。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。

- （１） 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- （２） 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- （３） 調節池の改修工事等を実施する際は、事業者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。その際に運転停止期間が生じても、契約期間の変更は行わないものとする。
- （４） 調節池の維持管理上実施される点検や、災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含むものとし、一時的な運転停止に伴う契約期間の延長は行わないものとする。

- (5) 設置する設備に担保権を設定する場合には、担保権者である金融機関と担保権設定契約に当該設備の別事業者への承継について記載し、万が一倒産等があった場合でも事業が継続されるよう対応すること。
- (6) 事業者は、系統接続のために必要な一般送配電事業者への手続き及び協議を行うこと。また、系統連系・設備認定手続き及びそれらの手続きによって生じる関係機関との協議により、事業実施のために新たな条件等を課された場合は、事業者負担のもと、事業者が対応するものとする。
- (7) 事業者は、大規模地震、大型台風等による災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (8) 災害発生後に電力供給が停止又設備の損傷が判明した場合は、事業者は速やかに復旧を行うこと。
- ア 事業者は、発電設備が初期の性能を発揮するために必要な維持管理を行い、発電設備が故障した場合には、直ちに修理を行える体制を確保すること。
- イ 事業者は、事故発生時等の緊急時を含む管理体制を整備し、事故等が発生した場合は直ちに調節池の管理者へ連絡すること。
- (9) 事業者は、発電開始後に発電電力量等本事業の実施状況を市に報告することともに、発電量実績や維持補修実績、事業収支の状況等を翌年度の5月末までに毎年市に報告すること。その後、事業者と協議の上、公表することができるものとする。
- (10) 事業期間中における設備の維持管理業務（設備に付着した浮遊物、アオコ等の除去、設備への不法侵入者対策含む）は、事業者が行うこと。
- (11) 事業者は、調節池の管理のため、県及び市の職員等が随時調節池内に立ち入ることができるよう配慮すること。また、感電防止等の安全対策を講じること。
- (12) 市は、事業期間中に調節池の使用に関して、本事業に起因する瑕疵責任を含む一切の責任を負わない。
- (13) 発電施設に起因した調節池の破損については、復旧工事を事業者が行い、費用は、事業者が負担するものとする。
- (14) 事業期間中に動植物や自然災害等により発電に支障が生じた場合は、事業者で対応すること。
- (15) 設備を設置したことに起因する苦情（光反射等）が発生した場合は、事業者で対応すること。
- (16) 事業者は、工事着工前と工事完了後に水質検査を行うこと。（工事完了後は継続的に実施）また、水質異常の際、事業者は原因究明に協力すること。
- (17) 事業者は、事業期間中、生態系への影響を注視し、異常があった場合は、事業者は、県及び市の原因究明に協力し、原因が太陽光発電設備に起因する場合には、事業者の責任において対応すること。

7 その他

(1) 県が行う施設工事等への対応

- ア 県が行う維持工事や改修工事の際に、一時的な発電設備への日照を一部遮る必要が生じた場合の、発電電力の減少に対する県の負担は無いものとする。
- イ 事業期間中において、県が堤体等の経年劣化や災害などの理由により、調節池の工事等を行う際に、発電設備が当該工事の支障となる場合は、事業者の負担により発電設備の一時撤去、保管及び再設置を行うこと。

(2) 近隣住民及び周辺土地所有者等への配慮及び対応

- ア 事業者は、設置する設備の規模や施設周辺の状況を勘案しながら設備新設により生じる騒音・振動等の対策を検討の上、適切な措置を講じること。
- イ 設置工事を行う際には、施設の管理者と協議して、周辺住民等に影響がないよう、配慮すること。
- ウ 資材等の搬出入や設置工事等を行う際には、近隣住民及び周辺土地所有者等に配慮した工期や時間帯を設定すること。
- エ 事業者は、発電設備の工事等に着手する前に、周辺住民や関係者に対して、工事の内容に関する説明を十分に行い、合意を得ること。
- オ 県、市から設備の工事中断等の依頼があった場合は、可能な限り対応すること。

(3) 法令の遵守

設置工事、電力供給及び設備の維持管理に当たっては、電気事業法、河川法等の関係法令を遵守すること。

8 責任分担の基本事項

事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については、別表2及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険の加入を検討すること。また、県、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。
- (2) 事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (3) 天災その他やむを得ない事情により発電設備が使用できなくなった場合に生じた損害は、事業者が負うこと。県及び市は一切の責任を負わない。
また、発電設備の故障や劣化、気候変動による日射量の減少や日照時間が想定を下回った場合のリスクについては、事業者が負うこと。
- (4) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止する場合は、市と協議を行うこと。

- (5) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

9 その他

県及び市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県及び市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項で、本仕様書に定めのないことであっても、協議の上、実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事項が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。